

第2回!! コロナに負けるな! ひたまる 飲食券を配布します



常陸大宮市では、前回10月に続き2回目の常陸大宮市「ひたまる 飲食券」を全市民に配布します。
(基準日：令和2年11月1日)

券 名：「ひたまる 飲食券」

金 額：1人あたり2,000円（額面500円×4枚）

配布方法：世帯人数分の「ひたまる 飲食券」を世帯主宛に郵送します(12月10日発送予定)。

利用期間：**令和3年1月31日(日)**

前回配布したひたまる 飲食券も同様に令和3年1月31日(日)まで利用できます。

取 扱 店：郵送時に取扱店一覧表を同封します。

飲食券が利用できる取扱店は、黄色の「のぼり」が目印です。

「ひたまる 商品券」「ひたまる 飲食券」は、使用できる店舗が異なりますので、ご使用時にはお間違えのないようご注意ください。

【問合せ先】

常陸大宮市役所 1F 新型コロナウイルス相談窓口 ☎55-8063

常陸大宮市商工会 ☎53-3100

「子育て世帯応援特別給付金」について

長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対して給付金を支給します。

※今回の給付金は、今年度支給しました「子育て世帯への臨時特別給付金(対象児童1人につき10,000円支給)」、「ひとり親世帯等応援特別給付金(対象児童1人につき20,000円支給)」とは別の給付金になります。

1 支 給 額 児童手当受給者に対し対象児童1人につき20,000円を支給します。さらに母子父子福祉手当受給者に対し対象世帯1世帯につき30,000円を加算します。

2 対 象 児 童 現在15歳(中学3年生)以下で、児童手当の対象となる児童

3 支 給 対 象 者

(1) 児童手当一般支給対象者(公務員でない方)

○支給要件 以下の要件をすべて満たす方

①令和2年9月1日以降、本市に住所を有している方

②本市において令和2年9月分の児童手当の支給を受けた方(※令和2年度の児童手当現況届を未提出の方は給付金の対象外)

○支給時期 令和2年12月25日予定(支給が遅れる場合もありますのでご了承ください)

※今回、支給通知書等は発送しませんので、各自通帳等でご確認ください。

○申 請 原則申請の必要はありません。「受給拒否の届出書」の提出がない方に対し、児童手当または母子父子福祉手当の登録金融機関口座に支給となります。

(2) 児童手当公務員支給対象者

○支給要件 以下の要件をすべて満たす方

①令和2年9月1日以降、本市に住所を有している方

②令和2年9月分の児童手当の支給を受けた方

○支給時期 令和3年1月以降順次支給

○申 請 申請が必要となります。「子育て世帯への臨時特別給付金(公務員分)」の申請をした方には申請書等を送付します。必要事項を記入の上窓口または郵送にて、令和3年2月26日までにこども課まで提出してください。後日、給付額、支給時期等を記載した通知を送付します。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138